

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松島市は、地方税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザIDやパスワードにより操作者と操作する権限を限定、追跡調査のためにコンピュータの使用記録を保存、照会条件を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

徳島県小松島市長

公表日

平成29年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税の賦課徴収等に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法等の規定に基づき、個人住民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課、徴収、収納及び滞納情報の管理、消込み、滞納整理、過誤納処理、宛名情報の管理等を行う。</p> <p>小松島市は、特定個人情報ファイルを以下の事務で使用する。</p> <p>①法令等の規定に基づき地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告や届出、企業、国税庁、日本年金機構等から必要な情報を入手し課税情報を管理する。 ②地方税の賦課徴収の決定(納税告知)のため、納税者の課税情報を管理する。 ③徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。 ④滞納者へ督促状等の送付並びに滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 ⑤その他、社会保障にかかる各種照会情報に基づき、納税者の宛名情報による特定や突合を行うため、宛名情報を管理する。</p>
③システムの名称	1. 税務システム 2. eLTAXシステム 3. 国税連携システム 4. 収納管理システム 5. 滞納管理システム 6. 統合宛名システム 7. 中間サーバー 8. 統合利用番号連携サーバー 9. 介護保険料システム 10. 後期高齢者医療システム 11. 後期高齢者広域連合システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住民税課税情報ファイル 2. 軽自動車税課税情報ファイル 3. 固定資産税課税情報ファイル 4. 国民健康保険税課税情報ファイル 5. 収納情報ファイル 6. 滞納情報ファイル 7. 介護保険料賦課情報ファイル 8. 後期高齢者医療保険料賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16、30、59、68 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条 3. 地方税法
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 原田 真二
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	小松島市 税務課 小松島市横須町1番1号 0885-32-3928
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	小松島市 総務課 小松島市横須町1番1号 0885-32-2123

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

